

茨木市生ごみ処理容器等設置補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、一般家庭において生ごみ処理容器等（以下「容器等」という。）を購入し、設置する者に対し、市が補助金を交付することにより排出される生ごみの減量を促進するとともに、減量化に対する市民の意識向上を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、容器等を市内に設置する者
- (2) 容器等を適正に維持管理できる者
- (3) できたたい肥について、自ら適正に処理できる者

2 補助の対象となる容器等は、次のとおりとする。

- (1) 生ごみの減量又はたい肥化を目的とする容器であって、電源を必要としないもの（容器本体と基材等の付属物とが一体として販売されている商品に限り、付属物を含む。）。ただし、対象となる容器等の数は、第5の申請のあった日から5年が経過した日の属する年度の末日までにおいて、1世帯につき2基を限度とする。
- (2) 生ごみの減量又はたい肥化を目的とする機器であって電源を必要とするもの（ディスポーザー方式を除く。）。ただし、対象となる容器等の数は、第5の申請のあった日から5年が経過した日の属する年度の末日までにおいて、1世帯につき1基を限度とする。

(補助対象経費)

第3 補助の対象経費は、容器等の購入に要する経費とする。

(補助金額等)

第4 補助金額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 第2第2項第1号に定める容器等1基につき、容器等の購入費の2分の1の額とし、2分の1の額が5,000円を超える場合は、5,000円とする（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）。
- (2) 第2第2項第2号に定める容器等1基につき、容器等の購入費の2分の1の額とし、2分の1の額が20,000円を超える場合は、20,000円とする（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市生ごみ処理容器等設置補助金交付申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた者については予算の範囲内において補助金を決定する。

2 前項の規定による審査の結果は、茨木市生ごみ処理容器等設置補助金交付（不交

付) 決定通知書(様式第2号)により、申請者に対し通知する。

(変更の届出)

第7 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において申請書の内容を変更し、若しくは容器等の購入をやめようとするとき又は購入の結果申請の内容に変更が生じたときは、茨木市生ごみ処理容器等設置補助金交付変更申請書(様式第3号)により、市長に申請しなければならない。

(補助金額の確定等)

第8 市長は、第7の補助金変更申請があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に対し茨木市生ごみ処理容器等設置補助金確定通知書(様式第4号)により通知する。

(補助金の交付請求)

第9 第6の補助金交付決定を受けた者又は第8の補助金額の確定通知を受けた者は、茨木市生ごみ処理容器等設置完了届兼補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第10 市長は、第9の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第11 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に補助対象の容器等の設置場所に立ち入り、管理の状況等について、調査又は指導を行うことができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の調査又は指導があったときは、これに応じなければならない。

(補助の取り消し等)

第12 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不適當と認めたとき。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市生ごみ処理容器等設置補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市生ごみ処理容器等設置補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。



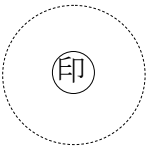
様式第 1 号

年 月 日

(申請先) 茨 木 市 長

フリガナ

氏 名



(自署の場合は押印不要)

郵便番号 〒

住 所 茨木市

電話番号

茨木市生ごみ処理容器等設置補助金交付申請書

茨木市生ごみ処理容器等設置補助金の交付を次のとおり申請します。

補助金交付申請額	金 円
購 入 基 数	基
購 入 額	円 ※消費税込みの金額
購 入 容 器 名	
設 置 場 所	茨木市
誓 約	※できたたい肥は、自分で処理します。 ※設置した容器は、常に良好な状態で保ち、 周囲に迷惑を及ぼさないよう維持管理します。

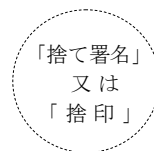
茨木市指令 第 号

氏 名 様

年 月 日付け申請の茨木市生ごみ処理容器等設置補助金は、下記のとおりに決定します。

補助金	交 付 ・ 不 交 付 と する。
交 付 決 定 額	金 円
条 件	※できたたい肥は、自分で処理すること。 ※設置した容器は、常に良好な状態で保ち、周囲に迷惑を及ぼさないよう維持管理すること。
不 交 付 の 理 由	

茨木市長

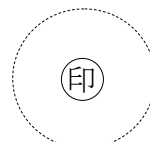


様式第3号

年 月 日

(申請先) 茨木市長

フリガナ
氏 名



(自署の場合は押印不要)

住 所 茨木市

電話番号

茨木市生ごみ処理容器等設置補助金交付変更申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市生ごみ
処理容器等設置補助金について、次のとおり変更したいので申請し
ます。

記

- 1 変更理由
- 2 変更前交付決定額
- 3 変更後交付申請額
- 4 差引増減額

※添付書類：支払の証明となるもの（領収書等）の写し

様式第 4 号

茨木市指令 第 号

茨木市生ごみ処理容器等設置補助金確定通知書

氏 名 様

住 所

年 月 日付け茨木市生ごみ処理容器等設置補

助金は、交付変更申請書を審査の結果、次のとおり確定します。

- | | |
|---------------|---|
| 1 変更前補助金交付決定額 | 円 |
| 2 変更後補助金交付確定額 | 円 |
| 3 補助金差引額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

様式第5号

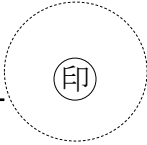


年 月 日

(請求先) 茨木市長

フリガナ
氏 名

(自署の場合は押印不要)



住 所 茨木市

電話番号

茨木市生ごみ処理容器等設置完了届兼補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市生ごみ処理容器等設置補助金について、容器等の購入及び設置の完了を届け出るとともに、補助金の交付を請求します。なお、補助金は、指定の金融口座に振り込んでください。

記

- 1 設置場所
- 茨木市
- 2 設置完了日
- 年 月 日
- 3 購入容器の種別・基数
-
- 4 購入容器名
-
- 5 請求金額
- 円
- 6 振込先金融口座

金融機関名		支店名	
科目	1 普通	2 当座	3 貯蓄
口座番号			
※カタカナで記入 口座名義			

※添付書類：支払の証明となるもの（領収書等）の写し
（変更申請書に添付した場合は省略）